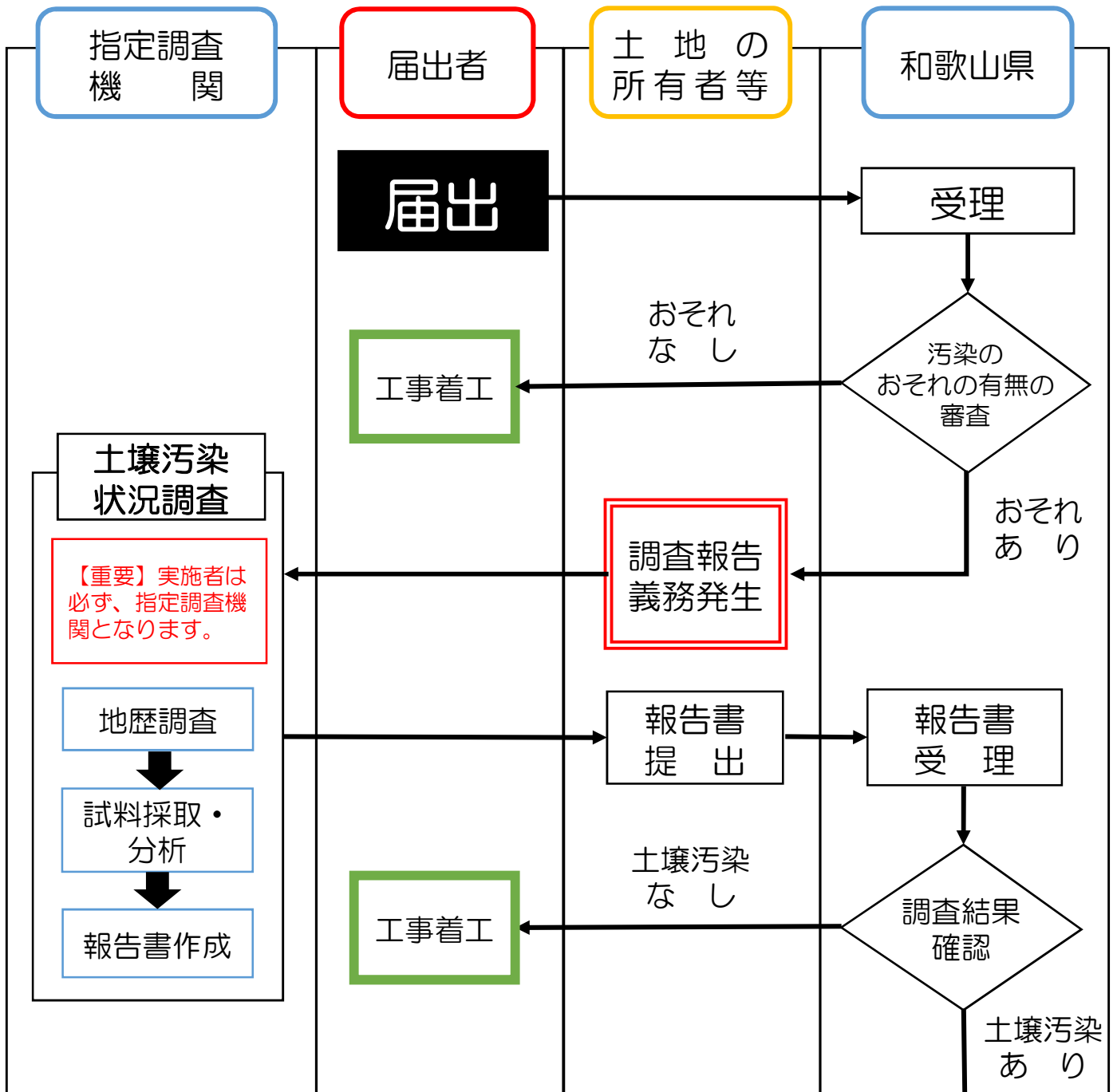


届出後の流れ (届出者≠土地の所有者等の場合)



区域指定

- 土壌汚染状況調査で汚染が確認された土地には区域指定を行います。
- 区域指定は、土壌汚染によって周囲に人の健康被害を生じさせるおそれがあるかどうかで、「形質変更時要届出区域」か「要措置区域」のいずれかに指定されます。
- 「形質変更時要届出区域」に指定された場合には工事や区域外への搬出について事前に届出が必要となり、「要措置区域」に指定された場合には原則工事は実施できず、土地所有者等に土壌汚染の除去等の措置の実施義務が発生します。